弁護士による

S通量放作I談





どんなことを 相談できるの?



1回の相談 30分以内

※同一事案につき、5回まで

- ●賠償責任者の認定
- ●損害賠償額の算定
- ●賠償責任の有無・過失の割合
- 損害賠償の請求方法
 - 次の事案は、お取り扱いできません
- 交通事故の刑事処分
- 交通事故の行政処分

- 自賠責保険および自動車保険関係の問題
- ●政府保障事業の手続き
- ●示談の仕方や時効の問題など

相談日時をご予約の上、相談日には事故に 関係のある書類をお持ちください。

- ■交通事故証明書
- ■相手方からの提出書類

(提示された示談金額の分かるものなど)

相談場所 ▶ ご予約は各相談所にご連絡ください

関内相談所(神奈川県弁護士会館内)

横浜駅西□相談所(神奈川県弁護士会横浜駅西□法律相談センター内) ☎045(620)8300

川崎相談所(神奈川県弁護士会川崎法律相談センター内)

小田原相談所(神奈川県弁護士会小田原法律相談センター内)

横須賀相談所(神奈川県弁護士会横須賀法律相談センター内)

相模原相談所(相模原市中央区役所内)

橋本相談所(相模原市緑区役所内)

相模大野相談所(相模原市南区役所内)

座間相談所(座間市役所内)

☎045(211)7700

2044(223)1149

20465(24)0017

2046 (822) 9688 2042 (769) 8230

2042 (775) 1773

2042(749)2171

2046(252)8146

―受付時間、相談日等は裏面をご覧ください―

(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内

☎045(211)7702



(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部 交通事故相談

ご予約、相談場所のご案内などに関しては各相談所へお問い合わせください。

関内相談所

横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内 (公財)日弁連交通事故相談センター神奈川県支部

受付時間 平日 /9:30~17:00

電話 045(211)7700 神奈川県弁護士会内

相 談 日 月曜日〜金曜日 /9:15〜11:45、13:15〜15:45 1回の相談30分以内

川崎相談所

川崎市川崎区駅前本町 3-1

NMF川崎東口ビル11階(神奈川県弁護士会川崎法律相談センター)

受付時間 月曜·金曜/9:30~20:00 水曜/9:30~19:30 火曜·木曜·日曜·祝日/9:30~17:00 土曜/13:00~17:00

電話 044(223)1149

相 談 日 水曜日 /13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

横須賀相談所

横須賀市日の出町 1-5ヴェルクよこすか 3 階(神奈川県弁護士会横須賀法律相談センター)

受付時間 平日 /9:30~ 17:00

電話 046(822)9688

相談日 金曜日/10:00~12:30/1回の相談30分以内

橋本相談所

相模原市緑区橋本 6-2-1

相模原市緑区役所市民相談室(シティ・プラザはしもと6階)

受付時間 年末年始を除く毎日 /8:30~ 17:00

同じ週の月曜日(年末年始の場合は前日)から先着順

電話 042(775)1773

相 談 日 毎月第1金曜日 13:30~16:00 / 1回の相談 30分以内

横浜駅西口相談所

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TS プラザビル 4 階 (神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター)

受付時間 平日 /9:30~17:00(水は 20:45 まで) 土曜日・日曜 /9:30~15:30

電話 045(620)8300

相 談 日 水曜日 /17:30~20:00 / 1回の相談30分以内

小田原相談所

小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 1 階 (神奈川県弁護士会小田原法律相談センター)

受付時間 平日 /9:30~ 17:00

電話 0465(24)0017

相 談 日 水曜日 /13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

相模原相談所

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市中央区役所市民相談室(市役所本館1階)

受付時間 平日 /8:30~ 17:00

前の週の水曜日(休日の場合は前日)から先着順

電話 042(769)8230

相 談 日 月曜日/13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

相模大野相談所

相模原市南区相模大野 5-31-1

相模原市南区役所市民相談室(市南区合同庁舎3階)

受付時間 平日 /8:30~ 17:00

前の週の水曜日(休日の場合は前日)から先着順

電話 042(749)2171

相談日 毎月第3月曜日 13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

座間相談所

座間市緑ヶ丘 1-1-1 (市役所内) 座間市役所広聴人権課

受付時間 平日 /8:30~ 17:15 月初から先着順

電話 046(252)8146

相 談 日 毎月第3火曜日/13:30~16:00 / 1回の相談30分以内



交通事故相談センターの示談あっせん制度をご存知ですか?

交通事故損害賠償の交渉で相手方との話し合いがつかない時に、当センターの 弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようにお手伝いします。 無料の制度ですので、相談の際、弁護士にお申し出ください。